○農林水産省令第六十八号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第五十六号）及び福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（令和五年法律第四十九号）の施行に伴い、農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月二十四日

農林水産大臣　簗　和生

農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令

農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年農林水産省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（農用地利用集積等促進計画の作成） **第二条**　福島県知事は、法第十七条の二十五第一項の規定により農用地利用集積等促進計画を定めようとするときは、農用地等についての賃借権の設定等の促進による農用地の利用の集積の促進又は福島農林水産業振興施設の整備による避難解除等区域及び特定復興再生拠点区域における農林水産業の振興を旨として、当該農用地利用集積等促進計画の作成の時期等につき適切な配慮をするものとする。 （耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者から除かれる場合） **第三条**　令第二十八条第六号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合（第一号、第四号又は第五号に掲げる場合であって、対象土地（法第十七条の二十五第二項第一号ロに規定する土地をいう。以下この条において同じ。）を別表の上欄に掲げる土地として利用するため賃借権の設定等を受けるときにあってはその者が賃借権の設定等を受けた後においてそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を備えることとなるときに限り、第六号又は第七号に掲げる場合にあってはその者が賃借権の設定等を受けた後において対象土地を効率的に利用することができると認められることとなるときに限る。）とする。 一～七　（略）	（農用地利用集積等促進計画の作成） **第二条**　福島県知事は、法第十七条の十九第一項の規定により農用地利用集積等促進計画を定めようとするときは、農用地等についての賃借権の設定等の促進による農用地の利用の集積の促進又は福島農林水産業振興施設の整備による避難解除等区域及び特定復興再生拠点区域における農林水産業の振興を旨として、当該農用地利用集積等促進計画の作成の時期等につき適切な配慮をするものとする。 （耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者から除かれる場合） **第三条**　令第二十八条第六号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合（第一号、第四号又は第五号に掲げる場合であって、対象土地（法第十七条の十九第二項第一号ロに規定する土地をいう。以下この条において同じ。）を別表の上欄に掲げる土地として利用するため賃借権の設定等を受けるときにあってはその者が賃借権の設定等を受けた後においてそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を備えることとなるときに限り、第六号又は第七号に掲げる場合にあってはその者が賃借権の設定等を受けた後において対象土地を効率的に利用することができると認められることとなるときに限る。）とする。 一～七　（略）

（賃借権の設定等が行われる場合の農用地利用集積等促進計画に定めるべき事項）

第四条　法第十七条の二十五第二項第一号トの農林水産省令で定める事項は、同号イに規定する者が設定又は移転を受ける賃借権の条件その他賃借権の設定等に係る法律関係に関する事項（同号ニ及びホに掲げる事項を除く。）及び同号イに規定する者の農業経営の状況とする。

（福島農林水産業振興施設の用に供する農地を転用する場合の農用地利用集積等促進計画に定めるべき事項）

第五条　法第十七条の二十五第二項第二号ニの農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

（福島農林水産業振興施設の用に供する農地又は採草放牧地の転用のための権利移動が行われる場合の農用地利用集積等促進計画に定めるべき事項）

第六条　法第十七条の二十五第二項第三号ニの農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四　（略）

（農用地利用集積等促進計画の公告）

第八条　法第十七条の二十六の規定による公告は、農用地利用集積等促進計画を定めた旨及び当該農用地利用集積等促進計画（第四条に規定する農業経営の状況を除く。）について、福島県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（不確知共有者からの申出）

第十二条　法第十七条の三十三第五号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書（一通）を提出してしなければならない。

一～三　（略）

（賃借権の設定等が行われる場合の農用地利用集積等促進計画に定めるべき事項）

第四条　法第十七条の十九第二項第一号トの農林水産省令で定める事項は、同号イに規定する者が設定又は移転を受ける賃借権の条件その他賃借権の設定等に係る法律関係に関する事項（同号ニ及びホに掲げる事項を除く。）及び同号イに規定する者の農業経営の状況とする。

（福島農林水産業振興施設の用に供する農地を転用する場合の農用地利用集積等促進計画に定めるべき事項）

第五条　法第十七条の十九第二項第二号ニの農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

（福島農林水産業振興施設の用に供する農地又は採草放牧地の転用のための権利移動が行われる場合の農用地利用集積等促進計画に定めるべき事項）

第六条　法第十七条の十九第二項第三号ニの農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四　（略）

（農用地利用集積等促進計画の公告）

第八条　法第十七条の二十の規定による公告は、農用地利用集積等促進計画を定めた旨及び当該農用地利用集積等促進計画（第四条に規定する農業経営の状況を除く。）について、福島県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（不確知共有者からの申出）

第十二条　法第十七条の二十七第五号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書（一通）を提出してしなければならない。

一～三　（略）